

下呂市監査告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 6 年度定期監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市長から通知がありましたので、公表します。

令和 7 年 3 月 3 日

下呂市監査委員 都 竹 基 己

下呂市監査委員 今 井 能 和

令和6年度 定期監査結果（11月実施分）指摘事項等に伴う措置状況

指摘事項（1）預かり会計について	
担当課：各振興事務所	
下呂市の預かり会計については、現在、51の団体等に係るものが把握されている。今回の定期監査において、26の団体等の預かり会計について、「管理の根拠等」、「複数職員による管理」、「収入及び支出の決裁」、「出納簿の作成」、「通帳及び届出印の保管」、「現金等の保管」、「監査」、「通帳と諸帳簿等の計数は正確か」等の状況を確認した。 公金等取扱マニュアルに準公金（各種団体会計等）取扱い基準が示されており、その一部に、「準公金については、規則、要綱等で事務局を各所属においている場合などの理由がなければ管理してはなりません。」となっているが、一部の預かり会計において、規則や要綱で事務所の所在地は明確であるものの、事務局の設置に関する事項が明確になっていない団体があり、規則、要綱の整備をされたい。なお、一般社団法人馬瀬地方自然公園づくり協議会においては、定款にて「主たる事務所を下呂市馬瀬名丸406番地に置く。」（所在地は馬瀬振興事務所である。）としているが、下呂市は構成員でもなく、また、一般社団法人は公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例第2条第1項第4号で対象団体として規定され、同条例施行規則で個々の公益法人等が定められるが、現在「一般社団法人馬瀬地方自然公園づくり協議会」は、施行規則で規定されていないことから会計事務を取扱うのは適正を欠くものである。 さらに、「職員が団体等の会計事務を行う場合は、担当職員に任せきりにしないよう、所属長が定期的に検査する」となっているが、所属長の定期的な検査が実施されていない会計が見受けられたことから、定期的な検査を確実に行うと共に、検査記録簿を作成して実施日、実施者を記録されたい。	
措 置 状 況	
① 事務局の設置に関する事項を規約・要綱等に明記することについては、明記するものとし、各団体の次回総会に諮ります。・・・（改善中） ② （一社）馬瀬自然公園づくり協議会の会計業務については、振興事務所での預かり会計とせず、当協議会にて会計業務を担うものとしたしました。・・・（措置済） ③ 団体等会計の所属等による定期検査及び検査記録簿の作成については、各振興事務所長が半期ごとに検査するものとし、検査記録簿を作成しました。・・・（措置済）	

指摘事項（2）令和6年度馬瀬地域振興事業負担金について	
担当課：馬瀬振興事務所	
負担金は、法令上特定の事業について、地方公共団体が特別の利益を受けることに対して一定の金額を支出する場合と、地方公共団体が構成員となっている各種団体の必要的経費を負担する場合の2種類であると思われる。 今回、令和6年度馬瀬地域振興事業負担金について確認したところ、馬瀬川倶楽部主催の馬瀬地域振興事業に対して負担金が支出されていた。馬瀬川倶楽部の構成員を確認したところ、馬瀬振興事務所の担当職員が構成員の名簿に載っているのみで、下呂市が構成員となっていなかったことから、早急に下呂市が構成員となるよう馬瀬川倶楽部と協議されて負担金として支出できる体制を整えられたい。	

措 置 状 況
(措置済、改善中、未措置) 下呂市長を構成員とし、規約を改正いたします。(令和7年4月の総会に諮ります。)

監査意見（１）各振興事務所における窓口・相談業務について
担当課：各振興事務所
窓口・相談業務の内容は、住民票等の証明書発行から遺族年金の手続き相談、介護認定のための調書作成等々、多岐に及んでいる。特に、小坂振興事務所、馬瀬振興事務所においては、精通した職員が配置されてはいるが、その代替職員も限られている。窓口諸証明発行件数は、各振興事務所とも減少傾向であることも踏まえ、今後、窓口・相談業務をいかに進めるか検討されたい。 また、窓口等で収受した現金等については、各振興事務所とも「公金等取扱いマニュアル」に従い管理している。この現金等には、諸証明書発行手数料だけでなく、字絵図コピー料、臨時通行許可手数料等もある。加えて、市税、水道料金等の納付や分納に基づく納付もあり、今後とも現金等の管理を徹底されたい。
措 置 状 況
(措置済、改善中、未措置) 各振興事務所での窓口業務は多岐に渡っており、それぞれ業務に精通した職員が対応する必要があります。現在、萩原・小坂・馬瀬の各振興事務所の窓口対応職員には兼務辞令を発し、急な欠員時にも対応できるようバックアップ体制を整えています。限りある職員で効率的な行政サービスが提供できるよう対応してまいります。 また、現金の取り扱いについては、公金等取り扱いマニュアルに従い管理を徹底します。

監査意見（２）遺留金等の管理について
担当課：社会福祉課
相続人不明者の遺留金等については、現在、現金 14 名 1,270,925 円（歳入歳出外現金として保管）、預金通帳 20 名 6,109,784 円（金庫保管）、出資証券 1 名 1,000 円（金庫保管）計 20 名、総合計 7,381,709 円が管理されている。死亡時の状況は、生活保護受給者が 11 名、養護老人ホーム入所者が 7 名、墓地埋葬法による者が 2 名である。 遺留金等の事務処理手続きについては、担当課が岐阜県遺留金品取扱要領を参考にして「下呂市遺留品取扱要領」を作成中である。過去、他市にて遺留金の着服事件があったが、まずは遺留金等の管理保全が重要である。その後、相続人調査、親族調査、弁済供託、相続財産清算人の選任の申し立ての手続きと相当な事務量が費やされることになる。加えて今後、単身高齢者の増加と共に身寄りがなく死亡される市民の増加が懸念される。作成される「下呂市遺留品取扱要領」に則り、確実な事務処理を望むものである。
措 置 状 況
(措置済、改善中、未措置) 令和6年度中に「下呂市遺留金品取扱要領」を作成し、令和7年度以降は作成した要領に則り順次、事務処理を実施していく予定としております。